

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

558

18/12/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907

e-mail:office@peacedepot.org http://www.peacedepot.org f https://www.facebook.com/peacedepot.org/

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連総会

新アジェンダ連合

NAC決議
案など

次の核軍縮多国間交渉に向け模索 NPT合意と非人道性アプローチの活用が求められる

第73回国連総会は12月5日、第1委員会では採択された核軍縮諸決議に関する最終投票を行った。本誌前号で日本決議について論じたが、今号では、新アジェンダ連合決議、核兵器禁止条約決議、マレーシア決議、「ハイレベル会合」決議につき考察する。とりわけ多国間核軍縮交渉の重要性について継続して訴えてきた新アジェンダ連合決議の重要性を指摘する。全体として、包括的核兵器禁止条約(NWC)など従来からの諸提案に関するものを含め、交渉すべき法的措置について具体的な提案はまだ登場していない。当面は、NPT合意の順守と非人道アプローチの強化が課題になる。

重要さを増す新アジェンダ連合決議案

12月5日、新アジェンダ連合(以下、NAC)6か国¹ほかオーストリアを含む計10か国を最初の共同提案国とする決議案L.64「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」は、賛成139、反対32、棄権17で採択された(3～5ページに決議案の抜粋訳)。日本、韓国、オーストラリア、カナダは棄権した。ちなみに昨年は、賛成137、反対31、棄権16であった。

前号で記したように、核兵器禁止条約



11月16～18日、長崎市で開催された第6回地球市民集会ナガサキの第3分科会「次世代とつくる核なき世界」の会場風景。5ページに集会アピール。(写真は同集会実行委員会提供)

(TPNW)の交渉が始まって以来、日本政府がリードをする核軍縮に関する日本決議案は迷走を始め、今年はますます方向を見失っている。現在、出されている国連総会決議の中で、核兵器のない世界を実現するために必要な諸問題を包括的に取り上げているのは、NAC決議と日本決議の2つのみである。日本決議が方向を見失っている今、NAC決議の重要性がますます大きくなっている。

決議案L.64の冒頭に書かれているように、今年2018年はNAC結成20周年の節目に当たる。1998年の第1回NAC決議(53/77Y)以来、NACは多国間交渉によるTPNWのような法的文書の必

今号の内容

国連決議:新しい模索の時代

<資料>国連総会・NAC決議(抜粋訳)

<資料>第6回地球市民集会ナガサキ・長崎アピール

海自初のインド太平洋派遣訓練
木元 茂夫

[連載]いま語る-85

プナール・デミルジャンさん(ジャーナリスト、トルコ)

要性を掲げながらも、直ちに交渉を始めるとい
う方針には慎重であった。しかし、米国にオバ
マ政権が登場し、2010年のNPT再検討会議で法
的禁止の必要性や核兵器使用によって惹き起こ
される人道的結末についての共通認識が合意され、
2012年から「多国間核軍縮交渉を前進させる」
という決議案がオーストリア、メキシコ、ノ
ルウェーによって推進されるという情勢の前進
の中で、NACは着実にその情勢を取り込んで決
議の内容を強化してきた。

とりわけ、2015年以来、NAC決議は「核軍縮の
ための法的拘束力のある効果的措置を特定し、
具体化し、交渉する努力を支持する」という文言
を取り入れてきた。そしてTPNWが成立した後の
2017年決議においては、「核軍縮のためのさら
なる法的拘束力のある効果的措置を特定し、
具体化し、交渉し、履行する努力を支持する」と
述べるとともに、「この文脈においてTPNWの採
択を歓迎する」と述べた。今年のNAC決議も同じ
文言を主文24節で述べている。

つまり、NACは、TPNWは必要な法的文書の一
つであって、核兵器のない世界の達成と維持に
は、さらに多くの法的文書を多国間交渉によっ
て獲得しなければならないという長期的プロセ
スを視野に入れて現状を捉えている。

NPT合意の積み重ねで核禁条約も生まれた

TPNWの発効を追求するのは当然であるが、
NACの考えのうえに立って現状を考えた時、次
の多国間交渉の目標が何であるべきかについ
て、私たちは関心を注ぐべきである。NACのこれ
までの努力を振り返ると、NPT合意の積み重ね
の上にTPNWも実現したと言えるであろう。さら
に言うと、これまでのNPT合意の前進を振り
返ると、国際情勢を活用することによって前進
を勝ち取ることができた。1995年はNPT無期限
延長をテコとする力が働いた。2000年はイン
ド・パキスタンの核実験から生まれた危機感が
あった。2010年はオバマ大統領のプラハ宣言の
勢いがあった。だとすると、2020年NPT再検討
会議について、何を契機として国際的な意欲を
引き出すのかが、私たちに問われている。

今年のNAC決議の主文に加わった以下の2節
の中に、そのヒントがあるように思われる。

主文10節:核軍縮への誓約をないがしろに
し、核兵器使用のリスクと新たな軍備競争の可
能性を高める、核兵器計画の近代化に関する核
兵器国の最近の政策表明に懸念をもって留意す
る。

主文19節:また、すべてのNPT締約国に対し
て、NPT条約及びその再検討プロセスの健全さ
を確保するために、第6条下の義務の履行を切迫
感をもって前進させることを要請する。

この2つの新しい主文は、最近の米国、ロシア
に見られる際立った核兵器依存への回帰とNPT
上の義務を無視した言動への警告である。NPT
締約国がこの傾向に対して危機感をもって団結
して立ち上がることが、2020年再検討会議を実
りあるものにするための条件となるのではない
だろうか？核兵器国のこれらの傾向を容認す
るかのような日本決議の弱体化は逆の動きであ
り、NPT体制の信頼性をますます低下させる。

新「核兵器禁止条約」決議の登場と消えた重 要決議

TPNWリード国6か国²ほか計53か国を最初
の共同提案国とする決議案L.24「核兵器禁止条
約」が今年初めて登場し、賛成126、反対41、棄権
16で採択された。この新決議案は、文字どおり核
兵器禁止条約の発効促進を促すもので、主文が
全7節のきわめて簡単なものである。主文4節で
「TPNWに署名、批准、受諾あるいは承認してい
ないすべての国ができる限り早期にそうするこ
とを要求する」としている。

スイスとスウェーデンは、TPNWの条約の採
択では賛成したが、この決議には棄権した。スイ
スは投票理由の説明³で、TPNWが、NPTなど既存
の法的文書への影響を含め、いくつかの条項に
関して疑問があるためとしている。また日本、韓
国、オーストラリア、及びドイツなどのNATO加
盟国の多くは反対した。

しかし、この新決議の登場とともに昨年まで
の「多国間核軍縮交渉を前進させる」決議案がな
くなった。同決議は、ジュネーブ軍縮会議(CD)
の停滞打破をめざし、核軍縮に焦点を絞って法
的文書の交渉を実現する役割を担い、そのため
に国連公開作業部会(OEWG)の設置を実現し、
TPNWを交渉する国連会議を勝ち取った。

TPNWが成立したのち、2017年の同決議は、
TPNW成立後も多国間核軍縮交渉を進めること
が必要であると、以下のように述べていた。

主文10節:核兵器禁止条約と合致して、核兵
器のない世界の達成と維持のために必要となる
具体的で効果的な法的措置、法的条項及び規範
を練り上げるために、追加的努力を続けること
が必要であり、またそうあるべきである。また、
そのような措置、条項、規範の追及は、NPTの3
本柱を含む核軍縮・核不拡散体制を補完し、強化
するはずであるとする。

主文12節:締約国が、国連総会決議70/33
で設立された多国間核軍縮交渉を前進させる
OEWGの報告書で提案されている様々な措置
を、適切ならば、実施することを検討することを
推奨する。・・・

「多国間核軍縮交渉を前進させる」決議が
2018年に消えてしまったいま、前述したよう

に、NAC決議の主文第24節がこの内容を掲げ続けていることになる。

マレーシア決議と「ハイレベル会合」決議

マレーシアなど計25か国を最初の共同提案国とする決議案L.57「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)は、賛成138、反対32、棄権17で採択された。

昨年同様、前文16節で、2007年にコスタリカ、マレーシアが国連事務総長に提出したモデル核兵器禁止条約(NWC)を想起し、前文17節でTPNWの採択を歓迎した。その上で、主文2節が、一昨年までの「包括的核兵器禁止条約(NWC)の早期締結に導く多国間交渉の開始によって(ICJ勧告の)義務の履行を要請する」という記述から、TPNWの採択を受けた昨年、「TPNWの下におけるものを含め、厳格で効果的な国際管理の下でのあらゆる側面における核軍縮に導く多国間交渉への取り組みを要請する」という表現に変わったが、今年も昨年と同じ表現となった。

この決議の方向は、NWCの推進という立場からシフトし、よりICJ勧告に忠実な表現に変化したと理解してよいであろう。


一方、NAMの核軍縮問題の代表であるインドネシアが2012年に国連ハイレベル会合の開催を提案して以来、形を変えながら継続している決議案L.14「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」は、賛成143、反対27、棄権14で採択された。この決議は、タイトルからは読み取りにくい、包括的核実験禁止条約(NWC)を推進するための決議文と考えてよい。そのために次の3点を盛り込んでいる。

主文4節:核兵器の完全廃棄を達成するための効果的な核軍縮措置について、とりわけNWC

について、ジュネーブ軍縮会議(以下、CD)における早期の交渉開始を求める。

主文5節:この問題に関する進展を点検するため、ニューヨークにおいて核軍縮に関する国連ハイレベル国際会議を開催することを決定する。昨年の決議文では開催日を特定していたにもかかわらず実現しなかったことを踏まえて、今回の決議では「後に決定される日」とのみ書いて、年さえも特定していない。

主文7節—12節:2013年のハイレベル会合を記念して定められた9月26日の核兵器廃絶国際デーを充実したものにするため、決議はさまざまな内容を盛り込んだ。国連総会におけるハイレベル全体会議の開催、国連主催の記念行事、各国での記念行事、市民社会などを含む核兵器廃絶のために市民意識を高めるための行事の開催などを要請している。

4本の決議を紹介したが、いずれもTPNW成立以後の核兵器廃絶の道筋を模索する段階にあると考えられる。その意味では、国連総会決議は2015年以前の段階に戻ったといえることができる。重要なことは、日本政府のようにNPT再検討会議での蓄積を放棄してはならないということ、そしてTPNWの基礎となった人道アプローチによる世論喚起を世界的に拡大することであろう。私たちは、前者についてはNAC決議を、後者については「ハイレベル会合」決議を活かすことができる。(湯浅一郎、梅林宏道) 

注

- 1 ブラジル、アイルランド、ニュージーランド、メキシコ、エジプト、南アフリカ
- 2 ブラジル、アイルランド、メキシコ、南アフリカ、オーストリア、ナイジェリア
- 3 http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com18/eov/L24_Switzerland.pdf

<資料>

第73回国連総会第1委員会 新アジェンダ連合(NAC)決議 核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する(抜粋訳)

A/C.1/73/L.64
2018年10月22日

共同提案国:オーストリア、ブラジル、エジプト、ガーナ、アイルランド、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、サモア、南アフリカ、

総会は、

1946年1月24日の決議1 (I)、2016年12月5日の決議71/54、2017年12月4日の決議72/39を想起し、

新アジェンダ連合の発足と、1998年6月9日にダブリンにおいて採択された、軍縮のための新たなアジェンダの概要を述べた共同声明の20周年に留意し、(中略)

2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な人道上の結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、同会議による、すべてにとってより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を追求するとの決意を想起し、(中略)

9月26日を核廃絶の全面的廃絶のための国際デーとして祝い、普及させることを歓迎し、

2016年12月23日の71/258決議に則って、核兵器の完全廃棄につながるよう核兵器を禁止するための法的拘束力のある文書を交渉するための国連会議において交渉された、2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎し、(中略)

NPTの無期限延長の基礎となった、1995年のNPT再検討・延長会議が採択した諸決定と決議、ならびに2000年と2010年のNPT再検討会議の最終文書、とりわけNPTの第6条の下での誓約に従って、核軍縮につながるよう保有核兵器の完全廃棄を実現するという核兵器国による明確な約束を想起し、(中略)

核兵器の完全廃棄こそが、核兵器の使

用あるいは使用の威嚇を防ぐ唯一の絶対的保証であること、および核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器国が、明確で法的拘束力のある消極的安全保証を核兵器国から得ることへの正統な関心を想起し、

核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器地帯の設置と維持が、グローバルおよび地域レベルでの平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献すると確信を再確認するとともに、非核兵器諸地帯条約締約国・署名国およびモンゴルの会議を歓迎し、

(中略)

過去21年間に渡り、作業計画に合意し実施することができなかったジュネーブ軍縮会議において、これまでと同様に多国間での核軍縮に向けた進展が何もないことに深い失望の念を表すとともに、1999年以来、国連軍縮委員会が核軍縮について実質的な成果を何一つ出していないことに深い失望の念を表し、

2015年のNPT再検討会議において、実質的な成果が全くなかったことに深い遺憾の意を表し、

2015年のNPT再検討会議が、NPTを強化し、NPTの完全な履行と普遍化に向けた進展を促し、1995、2000、2010年のNPT再検討会議においてなされた誓約と合意された行動の履行状況を監視する機会を逃したことに失望の念を表すとともに、このことがNPTとその3つの柱の間におけるバランスに与える影響について深く懸念し、

国際関係における緊張の高まりと、核兵器近代化計画によるものを含め、いくつかの国の安全保障ドクトリンにおいて核兵器の重要性が増していることに懸念を持って留意し、

2018年4月23日から5月4日までジュネーブで開催された、2020年のNPT再検討会議第2回準備委員会に留意し、

2020年のNPT再検討会議に向けた建設的で実りの多い準備プロセスの重要性を強調し、全ての加盟国がそのために一層の努力を行うことを要請するとともに、準備プロセスがNPTの強化およびNPTの完全な履行と普遍化を達成するための進展を促すものであるべきであり、1995、2000、2010年のNPT再検討会議でなされた誓約及び合意された行動の履行状況を監視すべきことを強調し、

ロシア連邦とアメリカ合衆国が、新START（戦略兵器削減条約）において合意した核兵器削減を達成したことを歓迎するとともに、2010年のNPT再検討会議が、両国に対して保有核兵器の一層の削減を達成するための後継措置

に関する議論の継続を奨励したことを改めて強調し、

一方的な、あるいは二国間および地域的イニシアチブの有用性、ならびにそうしたイニシアチブでの合意事項が順守されることの重要性を認識する一方で、核軍縮に関する多国間主義の重要性を強調し、

1. NPTの各条項は、いかなる時もいかなる状況においても加盟国を拘束するものであり、すべての加盟国はNPT下での義務を厳格に遵守することに対して全面的な責任を負わなければならないことを繰り返し強調するとともに、すべての加盟国に対し、1995、2000、2010年のNPT再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に順守するよう求める。

2. また、2010年のNPT再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、すべての加盟国が、いかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を繰り返し強調する。

3. 核兵器の人的影響に関する会議において発表された証拠を認識するとともに、加盟国に対し、関連する決定や行動を行う上で、核軍縮を下支えしている人道上の要求と核軍縮を達成することの緊急性に対して相応の重要性を与えるよう求める。

4. すべてのNPT加盟国がNPT第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000年のNPT再検討会議の最終文書において合意された具体的な措置が引き続き有効であると再確認されたことを想起し、核軍縮につながる措置に関して具体的な進展を加速することを核兵器国が誓約したことを想起するとともに、核兵器国が自らの誓約の履行を加速するために必要なあらゆる手段を講じることを求める。

5. 核兵器国に対し、一方的な、あるいは二国間、地域および多国間による措置を通じたものを含め、配備非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うとの誓約を果たすよう求める。

6. 核兵器を保有するすべての国に対し、すべての核兵器の高度警戒態勢を確実に解除することを目標に、検証可能かつ透明性の高い方法で、核兵器システムの作戦準備態勢を減ずるよう要請する。

7. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上および安全保障上

の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励する。

8. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国をメンバーに含む地域同盟に加盟している全ての国に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の果たす役割を低下させることを奨励する。

9. NPT加盟国が、核兵器国が核兵器の開発および質的な改良を制限すること、並びに先進的な新型核兵器の開発を中止することに対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調するとともに、核兵器国に対して、この点に関して措置を講じるよう求める。

10. 核兵器国による核軍縮への誓約をないがしろにし、核兵器使用のリスクと新たな軍備競争の可能性を高める、核兵器国による核兵器計画の近代化に関する最近の政策表明に懸念を持って留意する。

11. これまでの核軍縮に関する義務と誓約に従って、すべての核兵器国が、各国において軍事目的上不要となったすべての核分裂性物質の不可逆的な撤去を確実にするためのさらなる措置を講じることを奨励するとともに、IAEAの文脈内で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力と法的拘束力のある検証の取り決めを前進させることを支援し、それによりこうした物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするよう求める。

12. すべてのNPT加盟国に対し、NPTの無期限延長と密接不可分である1995年のNPT再検討・延長会議で採択された、中東に関する決議の完全な履行に向けて取り組むよう求めるとともに、2015年のNPT再検討会議において、完全に履行されるまで有効である、1995年の中東に関する決議が定めた中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯設置のためのプロセスに関するものを含め、実質的な成果が何もなかったことに対して失望と深い遺憾の意を表す。

13. 1995年の中東に関する決議の共同提案国に対して、同決議が定めるように、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の早期設置を確実にものにすることを目指し、同地帯の設置に関する会議の開催への支援によるものを含め、最大限の努力をするよう要請する。

14. 核軍縮と核不拡散を実現する上でのNPTの基盤的な役割を強調するとともに、2019年4月29日から5月10日までニューヨークで開催される予定の2020年NPT再検討会議第3回準備委員会に期待する。

15. すべての加盟国に対して、NPTの普遍化のためのあらゆる努力を惜しまないよう求めるとともに、これに関連して、インド、イスラエルとパキスタンに対し、即時かつ無条件に非核兵器国としてNPTに加盟し、自国のすべての核関連施設をIAEAの保証措置の下に置くことを要請する。
16. 最近行われた南北首脳会談およびアメリカ合衆国と朝鮮民主主義人民共和国間の首脳会談を含む、朝鮮民主主義人民共和国との対話と議論に奨励の意を持って留意しつつ、平和的な方法で朝鮮半島の非核化を達成することを目指し、朝鮮民主主義人民共和国に対して、誓約を果たし、すべての核兵器と現存する核開発計画を放棄し、早急にNPTに復帰し、IAEAの保障措置協定を遵守するよう要請するとともに、6か国協議に対する確固たる支持を再確認する。
17. すべての加盟国に対して、多国間の文脈の中で核軍縮という大義を前進させる努力を妨げている国際的な軍縮機関の内部にある障害を乗り越えるために協働するよう要請するとともに、ジュネーブ軍縮会議に対して、とりわけ多国間交渉を通じて、今一度、核軍縮の課題を前進させるための実質的な作業を遅滞なく再開することを要請する。
18. すべてのNPT加盟国に対し、1995年、

- 2000年、2010年のNPT再検討会議において合意された、同条約の下での義務と誓約を遅滞なく完全に履行するよう要請する。
19. また、すべてのNPT締約国に対して、NPT条約およびその再検討プロセスの健全さを確保するために、第6条下の義務の履行を切迫感を持って前進させることを要請する。
20. 核兵器国に対し、標準化された詳細な報告様式によるものを含め、加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮の義務と誓約を質的にも量的にも履行するよう要請する。これにより、核兵器国間のみでなく核兵器国と非核兵器国間の信用と信頼を強化し、核軍縮に貢献することとなる。
21. また、核兵器国に対し、2020年NPT再検討会議の一連のサイクルを通して提出される予定の報告書の中に、核軍縮に関する義務と誓約の履行に関する具体的な詳細な情報を含めることを要請する。
22. NPT加盟国に対し、進捗状況に対する客観的な評価を確実かつ容易にするために、一連のベンチマークやそれに類似した規準によるものを含め、核軍縮に関する義務および誓約の履行状況に対する測定可能性を改善することを奨励する。

23. 加盟国に対し、国連総会決議1 (I) およびNPT第6条の精神と目的に従って、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉のための努力を、遅滞なく誠実に継続することを要請する。
24. 加盟国に対し、核軍縮のためのさらなる法的拘束力のある効果的な措置を特定し、具体化し、交渉し、履行する努力を引き続き支持することを求めるとともに、この文脈において、2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎する。
25. あらゆる核兵器爆発がもたらす危険性と壊滅的な影響に対する市民社会の意識を高めるための、軍縮教育を含めた措置をとることを勧告する。
26. 第74回国連総会の暫定議題の項目「全面的かつ完全な軍縮」の下に、「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題する小項目を含めること、並びに、同総会において、現存する決議の履行状況を調査することを決定する。

(訳：ピースデポ)

出典：<http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com18/resolutions/L64.pdf>

<資料>長崎アピール2018

第6回「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」 18年11月18日

18年11月16-18日、長崎原爆資料館において第6回「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」が開催され、会期中に国内外から延べ約3500人が参加した。集会で採択された「長崎アピール」は、17年に採択された核兵器禁止条約の早

期批准を全世界に求め、日本政府には米国の「核の傘」依存から脱却して北東アジアの非核兵器地帯の実現に向け努力するよう注文している。「長崎を最後の被爆地に!」と締めくくったアピールを資料として掲載する。

長崎アピール2018

「午前零時まで2分前」—2018年1月25日、米科学雑誌「ブレティン・オブ・アトミック・サイエンティスト」が発表した「終末時計」は、世界に衝撃を与えた。人類滅亡までの時間を示すその時計の針を30秒縮めたのである。その結果、1947年に同雑誌が発表を始めて以来、最も「終末」に近い時間となったのである。さらに、現在の状況は悪化の傾向にある。第一に、米国は核兵器の役割を増大させ、より「使いやすい」核兵器の開発と配備を明確にした「核態勢の見直し」を発表、第二に、米国はイランとの核合意「共同包括実施計画」をもはや履行しないことを言明、第三に、歴史的意義のあるロシアとの中距離核戦力(INF)全廃条約を廃棄する意図を公表した。

世界の核弾頭数削減のペースは最近落ちてきている。現在推定で14,450発程度が存在しており、そのほとんどは米・ロシアの所有である。そして、それぞれの弾頭は広島や長崎を破壊した原爆のけた違いの破壊力を有しているのである。米国の「核態勢の見直し」に対抗して、ロシアも新型「防衛不可能」な核兵器の開発計画を公表した。さらに中国、フランス、インド、イスラエル、パキスタン、英国が「核兵器近代化計画」に取り組み、当分の間核戦力を維持しようとしている。核兵器に利用できる核物質(高濃縮ウランと分離プルトニウム)の在庫量も、核弾頭に換算して10万発以上上っており、さらに増加している。全核保有国が戦争を想定し、そのため軍事対立が破局的結末につながる可能性が消えていない。いわゆる5大核保有国は、1970年成立の核不拡散条約(NPT)の義務遂行を無視し、条約違反を続けている。その義務とは、核軍拡競争を終了させ、核兵器廃絶に向けて、早期に「誠実に」交渉を進めることであった。

一方で、2017年7月の核兵器禁止条約(TPNW)の歴史的な成立とそれに続く核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)のノーベル平和賞受賞は、私たちに希望と力を与えてくれた。現在まで69か国が署名し、19か国が批准した。TPNWは確かに核保有国・「核の傘」国と非保有国との間の溝を広げたかもしれない。しかし、世界の過半数の国がTPNWを支持し、さらにTPNWは核兵器が「絶対悪」であり、国際人道法とは共存しないものであるという「規範」を強化したのである。

さらに、北東アジアでは有望な状況が生まれつつある。南北朝鮮の首脳会談は「朝鮮半島の非核化」への希望を広げ、シンガポールで開催された歴史的米朝首脳会談は、朝鮮戦争が終結し、両国間の敵対的関係がついに終了するという希望を与えてくれた。まさに今こそ、日本を含む「北東アジア非核兵器地帯」の設立にむけて前進し、北東アジアに持続可能な平和と安全を実現する絶好の機会といえることができる。

被爆者証言と運動は、核時代が始まって以来、核兵器廃絶運動の力強い原動力として働いてきた。しかし、私たちは、被爆者の方々が自らその体験を語れる時間がだんだん少なくなっている現実をしっかりと受け止めなければならない。被爆者の方々の耐え難い体験を、次の時代に伝えていく革新的な方法を生み出していくことが不可欠である。その方法としては、写真、音楽、映画、アニメなどの方法が含まれるだろう。その中でも特に、若い世代が核軍縮により積極的に取り組み、自らの力で平和教育や運動を始めていることは、本当に勇気づけられる。

日本のいわゆる「核のジレンマ」(「核兵器廃絶の目標」と「核の傘依存」)はますます深まりつつある。日本政府は、核保有国・「核の傘」国と非核保有国の「橋渡し役」を果たすために「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を設置した。賢人会議の設置は建設的な一歩ではあるが、日本政府はいまだにそのための効果的な提言を出していない。それどころか、日本政府はTPNWに反対の立場をとっているため、核軍縮・不拡散政策で方向性を見失っているかのようだ。その結果、核兵器廃絶を促進する主要な担い手としての地位と信用を失いつつある。そのうえ、莫大な量のプルトニウム在庫量を抱えているため、日本の核政策に対する疑心が生まれてきているのだ。

以上のような認識に基づき、第6回核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの参加者は、以下のような具体的行動をとるよう要請する。

1. 世界のすべての国が核兵器禁止条約(TPNW)を早期に批准し、NPTの第6条(核軍縮義務)の誠実な実行、とくに核兵器国による実行、を要請する。中でも、米国とロシアは、INF全廃条約を維持し、2021年に失効する新戦略兵器削減条約に続く新たな核兵器削減のための真摯な対話と軍縮交渉を始めることを強く要請する。新たな軍縮交渉は、戦略核兵器のみならず、弾道ミサイル防衛システム、超高音速ミサイル、そして宇宙の軍事化のような「戦略的安定性」に係る全ての側面を対象とすべきだ。また、まだ署名・批准していない国に対し包括的核実験禁止条約に署名・批准し、すべての国に対し核兵器転用可能な核物質生産を民生用を含め中止するよう要請する。
2. 核兵器を使用するという威嚇(「核抑止力」)に依存するすべての国に対し、核兵器の役割を低減・廃棄し、「地球市民の安全保障」に基づく安全保障政策に転換することを要請する。
3. 最近の南北対話、米朝対話の進展を、私たちは心より歓迎する。そして、これらの国々が対話の中で約束したことを忠実に履行することを要請する。その観点から、北東アジアの継続的な平和と安全を確立するために、朝鮮戦争の終結に向けて努力を加速することを要請する。朝鮮半島の非核化合意に基づき、地域内のすべての国が、実効性のある検証措置を備えた北東アジア非核兵器地帯の設立に向けて交渉を始めることを要請する。地域紛争が続いている国々においては、世界平和の構築に向けて、朝鮮半島で進行中の対話と信頼醸成に倣うことを要請する。
4. 被爆者の人口が減少する中、今回提案された「ユース・ネットワーク・フォー・ピース(YNP)」のような若い世代のイニシアティブに勇気づけられた。すべての世代に対し、相互に協力し、「ヒバクシャ国際署名」などの運動を通じて、被爆者の悲劇的な経験を積極的に記憶し次の世代に継承していくことを要請する。
5. 唯一の戦争被爆国として、日本政府は北東アジアにおける安全保障環境の改善を有効に活用し、核兵器への依存を終了させ、TPNWの署名と北東アジア非核兵器地帯を促進する努力を真摯に行うことで国内外の信頼を取り戻すよう要請する。

私たちは、核兵器のない世界を実現するために最大の努力を続けていくことを約束し、世界の人々と政府にアピールします。「長崎を最後の被爆地に！」

2018年11月18日
第6回核兵器廃絶地球市民集会ナガサキ

訓練海空域を急速に拡大する自衛隊

「インド太平洋派遣訓練」の問題点

木元茂夫

F-35B戦闘機が発着できる空母に改造されようとしている「いずも」は、現在でも最大14機のヘリが搭載可能だ。しかし、防衛予算上の制約から専用のヘリ部隊は編制されておらず、3機から5機程度での訓練を繰り返している。海自の対潜ヘリSH-60J/Kの保有数は80機である。かつての戦艦大和とほぼ同じ大きさの「いずも」だが、F-35B 11機と対潜ヘリ3機が最大搭載量と専門家は分析する。「いずも」と「かが」にF-35Bの飛行隊を編成すれば防衛費の恒常的な増加は不可避となる。

■初のインド太平洋方面派遣訓練

いずも型ヘリ空母の2番艦「かが」と汎用護衛艦「すずつき」「いなづま」の3隻が、8月26日から10月30日まで、「平成30年度インド太平洋方面派遣訓練を実施」と防衛省が発表したのは、8月21日¹。その目的を「インド太平洋地域の各国海軍等との共同訓練等を実施し、海上自衛隊の戦術技量の向上を図るとともに、各国海軍等との連携強化を図る。また、本訓練を通じ、地域の平和と安定への寄与を図る」とした。

これは、アメリカのインド太平洋戦略に沿った訓練で、2016年3月の安保法施行以降の訓練の集大成でもある。そして、事故が相次ぎ、稼働率が低下した第7艦隊の任務を海自が肩代わりした航海であった。

「かが」に搭載されたヘリコプターは、長崎県大村の第22航空隊のSH-60K 3機。第22航空隊司令は隊員と家族に、「訓練参加隊員は、第221飛行隊長坂口2佐以下24名です。---22空隊員の御家族におかれましては、今年度、当隊は、現在行動中の派遣海賊対処行動水上部隊第30次隊をはじめ、去る8月13日に帰国したRIMPAC2018への参加など、多くの海外への長期派遣が続いていることに加え、周辺海域の警戒監視のための搭載も長期に及ぶことが多く、派遣隊員の御家族の皆様には、御不便や御心配をお掛けしていることと思っております」と挨拶している²。率直すぎるとも思える発言で、相次ぐ海外派遣が海自ヘリコプター部隊の乗員の過度の負担となっていることを認めている。

■フィリピン、ベトナムとの軍事交流の強化

最初の訪問国であるフィリピン、そして、南シナ海での対潜訓練のあと、潜水艦「くろしお」が入港したベトナム。この2か国については安保法成立前後の自衛隊との関係について整理が必要であろう。

安保法がまだ国会で審議されていた2015年6月、海自は「人道支援・災害救援」「捜索救難」を名目に、南シナ海に面したフィリピンのパラワン島にP-3C哨戒機を派遣し、フィリピン海軍の哨戒機、パトロール艇と訓練を行った。安保法施行直後の2016年4月には練習潜水艦「おやしお」をスービック湾に入港させた。1998年に就役した高性能の潜水艦である。同年11月から17年3月まで、フィリピン海軍の少佐2名を日本に招き、徳島県の第202教育航空隊で練習航空機TC-90の操縦技術の講習(地上90時間+空中170時間)を行った。2017年5月から10月まで第2期生2名を、10月から2018年3月まで3期生2名の講習を実施。そして3月26日、TC-90を5機、フィリピン政府に無償譲渡する式典がサングレーポイント海軍基地で行われた。「防衛装備移転3原則」の具体化であり、フィリピン海軍の哨戒能力の増強を狙った措置であった。5月8日には「親善訓練」の名目で、海自最新鋭のP-1哨戒機を派遣しフィリピン海軍の哨戒機と共同訓練を実施した³。

防衛省は、2012年からベトナムに「能力構築支援事業」を実施、最初に選ばれたテーマは「潜水医学」であった。ベトナムの潜水艦部隊との協力を射程に入れて、このテーマを選んだとしたら、その周到さは驚くばかりである。ベトナム人民海軍は2万3000人で、フリゲート艦9隻、掃海艇8隻、潜水艦6隻などを運用している。

第1回目は防衛省国際政策課能力構築支援室長と海上自衛官3名が派遣され、「潜水医学実験隊の概要、救難における医学的諸問題について講義を実施」「ベトナム海軍から30名以上の医官が参加」とある。2回目の2013年のセミナーには、海上自衛官3名の他に、アメリカとオーストラリアのベトナム駐在武官とオーストラリア海軍の医官も参加。以降、このスタイルが定着していく。9月にはベトナム海軍から5名を招聘し、海上幕僚監部衛生企画室、潜水医学実験隊、自衛隊横須賀病院で研修を実施。潜水医学の講習は2016年で終了し、同年から航空医学などの講習会がスタート、2018年には「不発弾処理」「航空

救難」について関係者を日本に招聘している。ベトナム軍との人脈の構築に費やしている自衛隊の労力は相当なものである⁴。防衛大学校にも30名を超えるベトナムからの留学生がいる(修士課程在籍者含む)。

しかし今回、ベトナム政府は潜水艦「くろしお」の入港を認めただけで親善訓練もしていない。打診したが断られたというところだろうか。

対照的なのが約5万8000名の海軍を擁するインドの対応で、水上戦闘艦3隻、補給艦1隻、潜水艦1隻を出して、本格的な共同訓練を行った。

■インド太平洋方面派遣訓練の航程

さて、訓練の航程を概括しておこう(※は別の部隊が同時期に行った訓練)。

9月1日～5日;フィリピンのスービック港に「かが」「いなづま」「すずつき」が寄港。表敬訪問、スポーツ交歓、艦船整備セミナー。パラワン島周辺海空域(スルー海)で搜索・救難の共同訓練。

9月13日;南シナ海で海自単独の対潜戦訓練(「かが」「いなづま」「すずつき」「くろしお」)。

9月17日～21日※;ベトナムのカムラン国際港に潜水艦「くろしお」が、親善寄港。

9月18日～22日;「かが」「いなづま」「すずつき」、ジャカルタ寄港。インドネシア海軍第3海軍主要基地司令表敬、スポーツ交歓、学校訪問。9月22日、同港周辺海域において親善訓練。

9月21日※;第30次海賊対処部隊の護衛艦「あけぼの」が帰国途中で、マレーシア海軍と親善訓練。

9月26日;スマトラ島西方海空域で「かが」「いなづま」が、イギリス海軍フリゲート艦「アーガイル」との共同訓練。

9月30日～10月4日;「かが」「いなづま」が、スリランカのコロombo寄港。10月4日に親善訓練。

10月7日～10日;「かが」「いなづま」、インドのヴィシャカバトナム港。10月11日～15日、ベンガル湾で、立入検査訓練、対空戦、対水上戦、対潜戦訓練。インド海軍は、誘導ミサイル搭載フリゲート艦1隻、コルベット艦2隻、補給艦、潜水艦、哨戒機が参加。

10月18日～23日;「かが」「いなづま」、シンガポールのチャンギ港入港。シンガポール海軍艦隊司令官表敬訪問、艦上レセプション⁵。

この航程を注意深く見ていくと、おかしな事に気付く。護衛艦「すずつき」が、9月26日の「イギリス海軍との共同訓練」の時点から姿を消してしまい、以後登場しない。海上自衛隊は何も説明していない。故障のため離脱を余儀なくされた、というところだろうか。

最後の訪問国シンガポールを出た後、「かが」

と「いかづち」は再び南シナ海に入り、アメリカ海軍の補給艦ペコスから給油を受けたが、中国海軍のイージス艦「蘭州」(全長155m、満載排水量7112トン)から追尾されることになった。

10月18日シンガポールで記者会見した第4護衛隊群司令・福田達也海将補は、来年度以降もこの訓練を継続する方針を明らかにした⁶。

今回の訓練以前から海自の潜水艦が南シナ海で活動していることが明らかとなり、「中国海軍のチョークポイント(重要海路)」と海自が分析するバシー海峡で、日米の艦艇が活動を拡大しつつある。原子力空母レーガンが、4ヶ月ぶりに横須賀基地に帰港したが、11月27日から12月5日まで、海自のヘリ空母「ひゅうが」(舞鶴配備)とバシー海峡から関東南方海空域まで「共同巡航訓練」をしての帰港であった⁷。

この一連の航海でもっとも問題なのは、スマトラ島西方海域でのイギリス海軍との共同訓練であろう。いったいこの場所でイギリス海軍と共同訓練をする法的根拠はどこにあるのか。日米安保条約には「極東条項」があり、極東の範囲について国会で論議が繰り返され、「フィリピン以北」というのが定着した解釈である。安保条約も結んでいないイギリスとの「フィリピン以南」のスマトラ島西方海域での訓練が許容されて良いはずがない。インド海軍とは今回の訓練の他に、恒例となってしまった日米印のマラバル演習が6月にグアム島周辺海域で行われ、海自はヘリ空母「いせ」など3隻が参加。5月にはインド西海岸のゴアに厚木基地のP-1哨戒機を派遣するなど拡大が続いている。

安倍政権と自衛隊の暴走に歯止めをかけるのは、訓練予算を含めた防衛予算の国会審議であろう。来年1月からはじまる国会に向けて準備をはじめたい。Ⓜ

注:

- 1 海上自衛隊海上幕僚監部報道発表、2018年8月21日。
- 2 第22航空隊HP、2018年8月26日。
- 3 海上自衛隊海上幕僚監部報道発表、2018年5月9日。
- 4 防衛省HP「各国との防衛協力・交流、能力構築支援」。
- 5 海上自衛隊海上幕僚監部報道発表、2018年10月24日。
- 6 「産経新聞・電子版」2018年10月18日。
- 7 海上自衛隊海上幕僚監部報道発表、2018年12月5日。

きもと しげお

すべての基地にNo!を ファイト! 神奈川。著書に「アジア侵略の百年」等。



プナル・デミルジャンさん
トルコのジャーナリスト・研究者・反
核活動家

福島の実を トルコに伝える

核のテーマに関心を持った最初のきっかけは、6歳の頃に姉が読んでくれたナズム・ヒクメットの詩「死んだ女の子」です。ヒクメットは世界的に著名なトルコの詩人で、原爆で亡くなった佐々木貞子さんを題材にこの詩を作りました。このとき、貞子さんの悲劇に涙が流れました。

日本の技術をトルコに伝えるかけ橋になりたいと思い、大学時代から日本語を勉強し、卒業後は東京へ留学しました。留学中には広島の実験ドームも訪れました。帰国後は日本語を活かし、旅行会社で日本人向けツアーガイドや、日系企業で人事、事務などを務めました。社会的なことにも関心があり、仕事をしながら環境団体などの活動にも参加していました。

愛する日本で福島原発事故が起きた時、悲しみを肌で感じました。原発の問題は想像よりも大きかったことを知り、原爆と原発のつながりについても考えるようになりました。そして2013年に日本がトルコと原子力協定を結び、トルコへの原発輸出を決めた時は再び悲しみました。福島原発事故が続いているのに、日本はなぜトルコに原発を輸出するのでしょうか。

2013年に通訳・翻訳者として独立し、原発に反対する日本の人々にも協力したいと考えました。ソーシャルメディアなどで日本の人々と連絡を取り合うようになり、2014年に原発の問題についてトルコへ講演に来たジャーナリスト守田敏也さんの通訳を務めました。また、映像作家の丹下紘希さんと知り合い、彼が福島原発事故を基に原発の危険性をトルコ人に伝えたビデオメッセージを、トルコのオンライン新聞「緑の新聞」で紹介しました。この頃から「緑の新聞」で福島について記事を書き始め、原発問題に関する情報サイト「nukleersiz.org」のコーディネーターも務めています。その後も福島原発事故について話すために日本からトルコへ来たジャーナリストや弁護士、福島からの避難者らの通訳を務めたほか、核戦争防止国際医師会議と協力して

トルコでヒバクシャについてのパネル展示・講演を行うなど、様々な活動に関わっています。

日本へはピースボートやノーニュークス・アジアフォーラム、原子力資料情報室などの招きで何度も訪れ、ブックレット「福島10の教訓」トルコ語版の制作にも協力しました。4回訪問した福島では避難者の苦労や不十分な放射線防護基準を知り、事故の際に政府や電力会社は市民を助けてくれないのだと気付かされました。世界の他の場所でも、事故が起きれば同じ問題が生じます。チェルノブイリ原発事故ではトルコにも汚染被害が及びましたが、トルコ政府は正しい情報を伝えず、市民を守ろうとしませんでした。

今年10月には高木基金の招きで1か月ほど東京や福島に滞在し、福島原発事故後の日本の市民の活動について調査しました。今注目しているのは、事故後に安全への意識を高め、避難したり、運動を始めた女性たちの動きです。女性や子供は、放射線による影響を最も大きく受ける存在でもあります。

さらに今回の訪日では、原子力資料情報室のイベントで原発をめぐるトルコの現状を報告し、原発に反対するトルコ市民のメッセージを国会前でスピーチしました。トルコでは日仏企業連合が輸出するシノップ原発を含め、3か所で原発建設が予定されています。ですが地震国のトルコでは事故リスクが大きく、制度や社会も原発を安全に扱う準備ができていません。さらに原発は非常にコストが高く、トルコの人々にとって大きな負担となります。そして今のトルコでは民主主義が失われ、市民が原発に反対することは段々と難しくなっています。

トルコの人々は日本に対して非常に良いイメージを持っています。ですが日本が原発を輸出すれば、そのイメージは変わってしまうかもしれません。原発とそれを支えるシステムは、様々な嘘にまみれています。そして事故が起きれば取り返しのつかないことになってしまいます。そうした嘘や事故と、日本のイメージが結びつくことになってしまいます。

福島でのような事故が繰り返されてはいけません。そのために福島原発事故の実をトルコにも伝え、原発に反対する両国市民をつないでいきます。

(聞き手・編集: 森山拓也)

プナル・デミルジャン

1976年イスタンブール生れ。日本への語学留学や日系企業での勤務を経て、現在はジャーナリスト・研究者。ニュースや小説の翻訳にも関わる。日本語や英語を活かし、原発に反対する日本やアジア、ヨーロッパなど各地の市民をつなぐ活動を続けている。

日誌

2018.11.21~12.5

作成:有銘佑理、平井夏苗

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国/ICBM=大陸間弾道ミサイル/INF=中距離核戦力/THAAD=終末高高度防衛ミサイル

- 11月21日 規制委、関電の美浜、大飯、高浜(福井県)3つの原発(について)大山(鳥取県)噴火の影響を見直す方針を決める。
- 11月21日 陸上自衛隊西部方面隊、最新装備の12式地对艦誘導弾の演習を熊本県山都町の陸自大矢野原演習場で初報道公開。
- 11月22日 ランドール・シュライバー米国防次官補、日本の領土に入ってくる中国漁船は中国海軍と同等に対処すると明らかに。
- 11月22日 久米島の北西約130kmで海自護衛艦「ちくま」から実弾21発が海へ落下。
- 11月22日 関電、大飯原発(福井県)1、2号機の廃炉計画を規制委に提出。
- 11月23日 カナダ在住の被爆者、サーロー節子さんが母校の広島女学院大学で講演し、核廃絶への願いを訴える。
- 11月23日 国連安保理北朝鮮制裁委員会、南北鉄道連結に向けた北朝鮮区間の南北共同調査に対し、対北制裁の免除を決定。
- 11月25日 ロシア、自国領土だと主張するウクライナ南部クリミア半島周辺の黒海海域に侵入したウクライナ艦船を銃撃。
- 11月26日 ウクライナ、前日のロシアからの銃撃を受け、同日から30日間「戦時状態」を導入する提案が最高会議で承認される。
- 11月27日 韓国軍当局、DPRKが昨年11月に「火星15」(ICBM級)を発射以来、米軍爆撃機は朝鮮半島上空を飛んでいないと発表。
- 11月27日 政府が護衛艦「いずも」の事実上の空母化の方針を「防衛計画の大綱」に明記する方向で調整に入ったことが明らかに。
- 11月27日 韓国防衛事業庁、防衛事業推進委員会でイスラエル製の早期警戒レーダー「グリーンファイブ」2基の追加購入を決定。
- 11月27日~12月5日 海自、パシー海峡周辺から関東南方に至る海空域で日米共同巡航訓練を実施。
- 11月28日 米国防務省、サウジアラビアが総額150億ドルでTHAADの購入に関して合意を結んだと発表。
- 11月28日 ロシア、クリミア半島に新型の地对空ミサイルシステム「S400」を配備。
- 11月28日 米太平洋艦隊、米軍艦2隻が同日

11月末
発売

イアブック「核軍縮・平和2018」

—市民と自治体のために

監修:梅林宏道 / 編著:NPO法人ピースデポ
A5判 298頁/発行:緑風出版

会員価格1600円
一般価格1900円
(ともに+送料)

【特別記事】朝鮮半島の非核化と日本
トピックス:核兵器禁止条約の成立など
新資料24点!!

に台湾海峡を通過したと発表。

- 11月28日 四電、10月再稼働した伊方原発3号機(愛媛県)が営業運転に入ったと発表。
- 11月30日 横田基地の周辺住民らが、騒音被害で国を訴えた訴訟の判決で東京地裁は国に総額約9500万円の賠償を命じる。
- 12月1日 空自、インドのアグラ空軍基地を拠点に、日印共同訓練(シンユウ・マイトゥリ18)を開始。(12月8日まで)
- 12月1日 マイク・ポンペオ米務長官、イランが国連安保理決議に違反して中距離弾道ミサイルの発射実験を実施したと声明。
- 12月4日 マイク・ポンペオ米務長官、ロシアがINF廃棄条約を60日以内に順守しなければ条約破棄に向けた措置を取ると表明。
- 12月4日 日本政府と三菱重工業、共同で計画したトルコの原子力発電所の建設を断念する方向で検討に入る。
- 12月5日 国連総会、核軍縮関連の決議案を採決し、閉幕。核兵器禁止条約の早期署名、批准を求める決議案は賛成126で採択。日本は反対。(NAC決議などは本号参照)。

沖縄

- 11月22日付 普天間飛行場周辺の水質調査で、PFOS・PFOAによる高濃度汚染を6地点で検出。宜野湾市喜友名でPFOS最高値。
- 11月22日 玉城知事、鳩山元首相と初会談。鳩山氏、「新基地建設阻止貫いて」とエール。玉城知事、「最後まで闘う」と応じる。
- 11月23日付 米軍伊江島補助飛行場、LHDデッキの拡張工事を完了。12月からF35B戦闘機、CH53ヘリの訓練を開始。
- 11月23日付 嘉手納基地への米軍機着陸経路判明。北谷町砂辺・桑江上空で着陸に伴う旋回繰り返す。15年~17年度の目視調査・騒音数値・苦情件数を集約。
- 11月25日 『「辺野古」県民投票の会』、県議会4会派の代表者とシンポジウムを開催。投票に向けた世論喚起の方策を議論。
- 11月26日付 宜野湾市議会与党会派、県民投票実施に反対へ。意見書を本会議に提案する方針固める。

- 11月27日 県、普天間飛行場移設に伴う辺野古埋め立ての賛否を問う県民投票の投票日を来年2月24日に決定。2月14日告示。
- 11月27日 県議会、FA18戦闘機墜落事故を受け原因究明までの飛行停止などを求める抗議決議と意見書を全会一致で可決。
- 11月28日 安倍首相、玉城知事と初会談。普天間飛行場の辺野古移設推進の意向を伝え理解求める。
- 11月28日 政府、12月中旬にも辺野古沿岸部へ土砂投入の方針。本部工塩川の不許可続く場合、民間棧橋からの土砂搬出も検討。
- 11月29日 県、石井国交相による埋め立て承認撤回効力停止の決定を不服とし、国地方係争処理委員会に審査請求。
- 11月29日 米国「海外基地閉鎖・再編連合」、沖縄初め国外の米軍基地閉鎖を求める文書を発表。大統領や連邦議員らに送付。
- 12月1日 石垣市陸自配備計画の賛否を問う住民投票実施に向け署名14,844筆集まる。年内にも住民投票条例の本請求を目指す。
- 12月3日 岩屋防衛相、14日に辺野古沿岸部への土砂投入開始を表明。玉城知事「断じて許されない」と反発。県は対抗策を検討。
- 12月4日 県、「琉球セメント」を立ち入り検査へ。棧橋設置工事完了届けなし。防衛省、土砂の積み込み作業を一時中断。
- 12月4日 宜野湾市議会、辺野古移設の賛否問う県民投票条例に反対する意見書を可決。「危険性除去を明記していない」と批判。
- 12月5日 辺野古埋め立て土砂の積み込み作業再開。棧橋を設置した琉球セメント前に集まる市民らを機動隊が排除。

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- NAC=新アジェンダ連合
- NAM=非同盟運動
- NATO=北大西洋条約機構
- NPT=核不拡散条約
- NWC=包括的核兵器禁止条約
- RIMPAC=環太平洋合同演習
- TPNW=核兵器禁止条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方を選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<umebayashihm@nifty.com>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、
平井夏苗<hirai@peacedepot.org>、森山拓也<moriyama@peacedepot.org>、山中悦子<e_yamanaka@nifty.com>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「会費・購読期限」: 会員・購読者の方には日付が入っています。期限を過ぎている方は更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会・購読を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に
参加・協力しました。

朝倉真知子、浅野美帆、有銘佑理、梅林宏道、瀬上拓史、田巻一彦、津留佐和子、中村和子、平井夏苗、丸山淳一、宮野史康、森山拓也、山中悦子、湯浅一郎(50音順)